

城南区シンボルキャラクターの使用に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、城南区シンボルキャラクター「ニッコりん」及び「ワルもん」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（キャラクターの使用に関する権利）

第2条 イラスト等の使用に関する一切の権利は、福岡市城南区（以下「城南区」という。）に属する。

（申請）

第3条 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ城南区シンボルキャラクター使用申込書（様式第1号）を福岡市城南区長（以下「区長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ非営利目的に使用する場合は、この限りではない。

- （1）福岡市が使用するとき
- （2）保育園、学校等が教育の目的で使用するとき
- （3）報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
- （4）その他、区長が適当と認めたとき

（使用の承認）

第4条 区長は、使用申込書の提出があったときは、速やかに当該申込書の内容を審査し、使用者に対し、城南区シンボルキャラクター使用承認書（様式第2号）又は城南区シンボルキャラクター使用不承認書（様式第3号）の通知を行うものとする。

（使用承認の範囲）

第5条 区長は、使用申込書の提出があったときは、その内容が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認する。

- （1）城南区の信用や品位を傷つける、又は正しい理解の妨げになる恐れがあると認められるとき。
- （2）この要領に規定する使用方法に従って使用しない、又は使用しない恐れがあるとき。
- （3）自己の商標や意匠とする等、独占的に使用する、又は使用する恐れがあるとき。
- （4）法令及び公序良俗に反する、又は反する恐れがあるとき。
- （5）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える、又は与える恐れがあるとき。
- （6）営利を目的とした活動に使用するとき。ただし、城南区のPRをするとき及び城南区の振興に寄与する場合等、区長が認める場合は、この限りではない。
- （7）その他、区長がキャラクターの使用について不適当と認めるとき。

(使用料)

第6条 使用料は無償とする。

(遵守事項等)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた者は、第三者にこれを譲渡、又は転貸してはならない。
- (2) 使用申込書の記載通りに使用すること。
- (3) 使用するデザインは、福岡市城南区総務部企画振興課が提供するものとし、デザインや色の改変等、応用使用はしないこと。ただし、区長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) キャラクターを使用する際は、『城南区シンボルキャラクター「ニッコりん」』又は『城南区シンボルキャラクター「ワルもん」』と表記をすること。
- (5) 承認された物品等の完成品を速やかに区長に提出すること。ただし、完成品の写真をもって代えることができる。
- (6) その他、区長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認内容の変更申請)

第8条 キャラクターの使用承認後、承認された内容について変更する場合は、変更する前に城南区シンボルキャラクター使用内容変更申込書(様式第4号)を区長に提出し、その承認を得なければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 区長は、使用者が第7条の定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、その使用の承認を取り消すことができる。この場合において、区長は城南区シンボルキャラクター使用承認取消書(様式第5号)により、その者に通知するものとする。

2 前項の規定による処分によって使用者に損害が生じても、区長はその補償の責めを負わない。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの取り扱いに関する必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年1月17日から施行する。

この要綱は、平成29年8月29日から施行する。

この要領は、令和8年9月1日から施行する。